

姫路市市税預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書

下記の約定事項及び注意事項を承認し、口座振替（自動払込）を依頼（申し込み）いたします。

約定事項(姫路市)

- 1 預金口座振替依頼書・自動払込申込書のとおり納付いたします。
- 2 この口座振替（自動払込）の申込みについて、変更（ゆうちょ銀行・郵便局を除く）又は解約（廃止）するときは、金融機関を経て届出をいたします。
- 3 領収書は、省略して差し支えありません。
- 4 貴市が必要と認めた場合は、口座振替（自動払込）契約を解除されても異議はありません。
- 5 この取扱について、万一紛議が生じても、貴市の責による場合を除き、貴市には迷惑をかけません。

約定事項(金融機関)（ゆうちょ銀行を除く）

- 1 私が支払うべき市税の納付通知書が、姫路市から貴店に送付されたときは、私に通知することなくその納付通知書に記載された金額を、振替日（払込日）に指定預貯金口座から納付してください。
 - 2 上記の支払い手続にあたっては、貴店の預貯金にかかる約定にかかわらず、小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出は行いません。
 - 3 預貯金通帳の記帳をもって納付の確認といたしますので、領収書の請求はいたしません。
 - 4 指定預貯金口座の残高が、振替日（払込日）において納付通知書の金額に満たないときは、私に通知することなくその納付通知書を姫路市に返却されても異議はありません。
 - 5 私の都合により、この口座振替（自動払込）契約を変更（ゆうちょ銀行・郵便局を除く）又は解約（廃止）するときは、直ちに貴店へ届出をいたします。また、貴店が必要と認めた場合は、この取扱いを解除されても異議はありません。
 - 6 この取扱いについて、万一紛議が生じても、貴店の責による場合を除き、貴店には迷惑をかけません。
- ※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

注意事項

- 1 各納期の納期限に振替いたします。全期一括振替の場合は第 1 期の納期限が振替日です。再振替はできませんので、**振替日前日の預貯金残高にご注意ください。**
- 2 残高不足等の理由で振替ができなかった場合は、後日納付書を送付しますので金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局又は指定の市税納付場所で直接ご納付ください。その際に延滞金が加算される場合があります。
※全期一括振替ができなかった場合、第 1 期分の納付書を送付しますので金融機関等で直接ご納付ください。当該年度の第 2 期から第 4 期は期別ごとの振替となります。翌年度以降は全期一括振替が再開されます。
- 3 振替の確認は通帳の記帳によりお願いいたします。
- 4 一度お申込みをされますと、翌年度以降も自動的に継続されます。ただし、**固定資産税は整理番号ごとのお申込みとなるため、相続等により不動産の名義人や共有者が変更になった場合は翌年度から整理番号が変わり、振替ができなくなります。**継続をご希望の場合は再度お申込みをお願いします。
- 5 軽自動車税（種別割）は、同一納税者が複数台所有している場合、1 件のお申込みで全ての車両が振替となります。
- 6 所得の減少、物件の売却、車両の廃車などで一時的に課税がなくなっても、口座振替廃止届の提出がなければ数年間は口座振替のお取り扱いが継続されます。再度課税された際に、以前ご指定いただいた口座から振替が再開される場合がありますのでご注意ください。
- 7 ご家族など納税義務者と異なる名義人の口座から振替を行うことも可能ですが、納税義務者本人以外の口座から振替納付した金額は、贈与税の対象とみなされる場合があります。